

地域中小企業等回復支援補助金のご案内

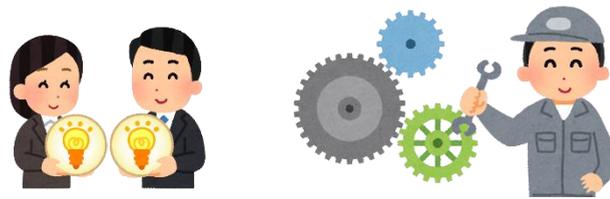
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の
販路拡大や新製品開発などの取組を支援します！

①販路回復・拡大



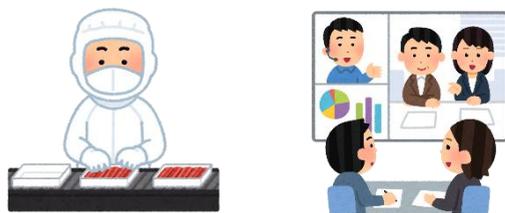
商談会等への参加、コロナに対応した店舗等の整備 など

②新製品開発・新分野進出



新商品開発のための機器の購入、異分野の試作品開発など

③生産性向上・ICT活用



生産設備の導入、テレワークシステムの構築 など

④人材確保・育成



研修の実施、講習会への参加 など

対象者

県内に主たる事務所を置く中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）

補助率

3分の2以内、又は、4分の3以内

【補助率4分の3となる場合】

- ・セーフティネット保証4号、危機関連保証で融資を受けた者
- ・県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた者。
- ・成長期待企業の認定、又は未来成長企業の選定を受けている者。

補助限度額

100万円（販路回復・拡大に係る事業は50万円）

【受付期間】

令和2年7月13日（月）～ 令和2年7月27日（月）＜必着＞

【申請方法】

申請書を公益財団法人宮崎県産業振興機構に郵送でお送りください。

※感染拡大防止のため、郵送（配達記録が確認できる方法）での提出しか受付ません。

詳細は募集要領を御確認ください。

👉 URL : <https://www.i-port.or.jp>

【問合せ先】

公益財団法人 宮崎県産業振興機構 回復支援事業事務局

電話：0985-74-4118（平日の9時～12時、13時～17時）

宮崎県行政書士会

電話：090-9581-1957（平日の9時～12時、13時～17時）

【補助対象となり得る取組事例】

販路回復・拡大につながる取組

- 国内外の展示会・見本市への出展、商談会への参加
- 国内外のECモール（仮想商店街）への出展
- 県外販路の拡大につながる販促用のPR（マスコミ媒体での広告等）
- インターネットを活用したテストマーケティング
- 販路開拓の為に必要な認証（ISO等）の取得や更新
- 新たな生活様式に対応した店舗等の改装・整備 など

新製品開発・新分野進出につながる取組

- 新商品の開発にともなう材料の購入
- 新商品の開発にともなう必要な図書、機器の購入
- 新商品開発にともなう分析の依頼
- 既存技術を活用して異分野の試作品開発 など

生産性向上・ICT活用の取組

- 生産性向上に向けた生産設備・装置の導入
- 生産工程管理の効率化のための専門家による助言・指導
- テレワーク実施のためのシステムの構築

人材確保・育成につながる取組

- 業務に必要な資格取得に向けたOff-JT研修の実施
- 業務に必要な資格取得に向けた講習会への参加
- 独自の研修コンテンツの制作
- 新たに就職情報サイトへ情報掲載 など